

75歳以上の方と65歳～74歳で一定の障がいのある方が対象

後期高齢者医療制度のお知らせ

～高額介護合算療養費及び医療費通知について～

■高額介護合算療養費について

医療と介護の両方を利用している世帯の自己負担を軽減する制度です。

同じ世帯の加入者（被保険者）が、「病院にかかったとき」と「介護サービスを利用したとき」の1年分の自己負担額の合計が表の基準額（限度額）を超えた場合は、超えた額が「高額介護合算療養費」として支給されます。なお、手続きには市町村窓口への申請が必要となります。

- 後期高齢者医療制度または介護保険の自己負担額のいずれかが0円の場合は対象となりません。
- 支給額が500円未満の場合は支給されません。

◆ 自己負担限度額表 【1年分の自己負担額の計算期間：8月1日～翌年7月31日】

負担割合	区分	自己負担額の合計の基準額	
3割	現役並み所得者	67万円	
1割	一般	56万円	
	住民税非課税世帯	区分Ⅱ	31万円
		区分Ⅰ	19万円

- 現役並み所得者：住民税の課税所得が145万円以上ある加入者（被保険者）とその方と同じ世帯にいる加入者（被保険者）の方
- 住民税非課税世帯
区分Ⅱ：世帯全員が住民税非課税である方
区分Ⅰ：世帯全員が住民税非課税であり、世帯全員の所得が0円（公的年金収入のみの場合、その受給額が80万円以下）、または老齢福祉年金を受給している方

【申請手続き】

- 平成23年度分（平成23年8月1日から平成24年7月31日まで）の期間について支給の対象となる方には、平成25年1月以降に申請のご案内をします。

■医療費通知の送付を希望される方へ

北海道後期高齢者医療広域連合では、加入者（被保険者）の皆様へ健康や医療に対する理解を深めていただくために、皆様の医療費を半年ごとにまとめ、発行をご希望の方を対象に医療費通知を送付しています。次回の発行は平成25年3月（平成24年7～12月の医療費を対象）に行います。

◆ 新たに発行をご希望の方はご連絡ください

新たに発行をご希望の方は、お手数ですが、下記お問い合わせ先へご連絡ください。

（電話でのご連絡だけで手続きできます）。

- すでに「発行希望」のご連絡をいただいている方につきましては、継続して発行しますので、再度のご連絡は必要ありません。

※ 医療費通知を確定申告などの「医療費控除」の領収書の代わりとすることはできません。

お 問 い 合 わ せ 先

北海道後期高齢者医療広域連合

〒060-0062

札幌市中央区南2条西14丁目国保会館6階

電話 011-290-5601

秩父別町

住民課住民福祉グループ

電話 33-2111

成人おめでとう

《20歳になったら国民年金》

- * 日本国内に居住している20歳から60歳までの方は、国民年金の被保険者となります。20歳になれば、一部の人々(※)を除き、国民年金第1号の加入手続きをすることが必要です。
- * 手続きは、役場住民課総合窓口グループで行います。また、国民年金第1号被保険者は毎月、保険料を納めることが必要です。
- * 保険料を納めることが難しいときは、納付猶予制度などがあります。

(※) 厚生年金保険加入者や共済組合加入者、またはその配偶者に扶養されている人



1. 「国民年金資格取得届」を提出してください



- ・20歳の誕生月の前月に日本年金機構から送られて来る「国民年金資格取得届」に必要事項を明記し、役場住民課(総合窓口グループ)、または砂川年金事務所に提出してください。
- ・また、保険料の若年者納付猶予制度や学生納付特例制度の申請書を同時に提出することもできます。(学生納付特例制度の申請をされる場合は、学生であることの証明が必要です。ご不明な点は、役場住民課(総合窓口グループ)または砂川年金事務所にお問い合わせください。)

・付加保険料の納付(※)の申し出や、前納を希望する場合は、砂川年金事務所にお問い合わせください。

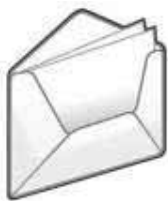
(※) 定額保険料のほかに月額400円を追加して納付することにより、将来の老齢基礎年金を増額できる制度。

2. 「年金手帳」が届きます



- ・保険料納付の確認や将来年金を受け取る際に必要です。大切に保管してください。(厚生年金保険の被保険者だった方、共済組合に加入していた方、障害・遺族年金を受給している方(していた方)にはお送りしません。)

3. 「国民年金保険料納付書」が届きます



- ・納付書で保険料を納めてください。(ご自身の生年月日の前日が含まれる月の分からの保険料。)
- ・保険料は金融機関のほか、コンビニエンスストアでの納付、電子納付もできます。また、口座振替やクレジット納付も可能です。(詳しくは、砂川年金事務所にお問い合わせください。)

★納付書は保険料の納付猶予などを申請した方にも日本年金機構から送られて来ます。

お問い合わせ先 砂川年金事務所お客様相談室 TEL: 0125-28-9003
役場住民課総合窓口グループ TEL: 33-2111

働いている調理師の皆さまへ！

調理師法では、調理業務に従事している調理師の方は、2年ごとに、12月31日現在の調理従事場所等を届け出なければならないと定められており、今年は届出の必要な年となっています。

《届出が必要な調理師の方は、次の施設・店舗で調理の業務に従事している方です》

- ▲ 寄宿舍、学校、病院、事業所、社会福祉施設、介護老人保健施設、矯正施設、その他
多数人に飲食物を調理して供与している施設
- ▲ 飲食店営業、魚介類販売業、そうざい製造業

○届出は、あなたが働いている地域を担当区域としている社団法人北海道全調理師会深川支部（所在地：深川市2条10番1号 プラザ富士屋内 TEL(0164)23-2107）もしくは、インターネットにアクセスして平成25年1月15日までに行ってください。

○届出用紙は、社団法人北海道全調理師会深川支部及び最寄りの保健所に備えてあります。また、インターネットでの届出も可能です。次のウェブサイトアドレスからアクセスしてください。

(URL) <https://www.harp.lg.jp/SksJuminWeb/EntryForm?id=8c9XVvIm>

(注) 受付開始は、平成25年1月1日からとなっております。

○詳しくは、社団法人北海道全調理師会深川支部(0164)23-2107、深川保健所(0164)22-1421
にお問い合わせください。



古着・古布のリサイクルについて

古着は大切な資源です。 unnecessary 古着・古布があれば役場にて回収しておりますので、ご協力
お願いいたします。

回収できる物

メリヤス地

Tシャツ、ポロシャツ、
ベビー服、ズボン下、肌着
など



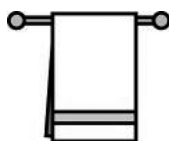
綿地

シーツ、布団カバー、
パジャマ、スウェット、
浴衣 など



タオル地

フェイスタオル、
バスタオル など



洗濯済み
で綿50%
以上の物

ネル地

寝巻き、
ネルシャツ など

回収できない物

吸収性の悪い物

ジャージ、ジーンズ、
毛糸類、着物 など

小さい物

靴下、ハンカチ、
帽子 など



裏地のある物

スーツ、コート、
ジャケット など

中綿入りの物

布団、キルティング地
など



厚地な物

作業着、ジャンパー
など

その他

汚れている物、
臭いがひどい物 など

道路除排雪作業に、 ご協力をお願いします！

道路の除排雪作業をスムーズに行なうためには、町民の皆さんのご協力が欠かせません。皆様のご理解とご協力をお願い致します。

○路上駐車をしないでください。

○道路に雪を出さないでください。

○路上に障害物を置かないでください。

○作業中は除雪車に近寄らないでください。

○屋根からの落雪は大変危険です！

屋根からの落雪には十分注意してください。
また、落雪により道路上に落ちた雪は速やかに処理をして、落雪のおそれがある場合は早めに雪下ろしを行ってください。

○家の出入口などの除雪にご協力を。

○降雪状況により除雪時間が変わる事があります。



平成24年度自衛官等募集案内

●自衛官候補生（男子）

資格	日本国籍を有し 平成25年4月1日現在18歳以上27歳未満の男子
受付期間	年間を通じて行っております。
試験期日	平成25年1月20日（日）・2月16日（土） ※12月試験において採用予定人数に達した場合は実施しない事があります。
試験会場	陸上自衛隊旭川駐屯地（旭川市春光町）

●お問い合わせ先

自衛隊旭川地方協力本部 南地区隊（0166-22-0648）
又は役場総務課窓口まで

お問い合わせ

札幌建設管理部深川出張所

Tel:0164-22-1411

道道の除雪に 関するお願い!

北海道財政は依然として危機的な状況にあり「財政立て直しプラン」のもと、道道の除雪につきましても作業内容の一部見直しやコスト縮減に取り組んでいるところです。

限られた予算のなか、経費の節減など一層効率的な除排雪に努めてまいります。道民の皆様におかれましても、ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。



1 車道の除雪出動は、降雪量が10cm以上を目安としております。

平成15年度まで原則降雪量5～10cm以上としていましたが、現在は降雪量10cm以上を目安としています。

2 歩道の除雪出動は、降雪量が10cm～20cmを目安としております。

降雪量によっては車道除雪を行っても歩道除雪を行わない場合がありますので、お出かけの際は、長靴、ブーツ等の利用をお願いします。

3 夜間除雪は原則行っておりません。(除雪時間帯4:00～17:00)

昼間であっても地吹雪等の気象状況によっては除雪作業が出来ない場合もあります。

4 排雪作業を行っても道路脇に雪が残ります。

車道側の雪を部分的に排雪する「カット排雪」としてしています。

5 道路外の雪を車道、歩道に投雪しないでください。

車道・歩道へ雪を出してしまうと、道路がでこぼこになったりして交通事故や道路障害の原因になり、非常に危険ですので、車道・歩道への雪出しはやめましょう。



6 除雪車に近づかないでください。

除雪作業中は大変危険ですので除雪車が来たら近寄らないでください。

7 自宅の出入口は、各家庭で除雪をお願いします。

除雪作業の後には各家庭の出入口に雪が残りますが、一軒一軒の間口除排雪はできません。

8 路上駐車や歩道上の駐車や物などの放置はやめてください。

車道・歩道に駐車や物を放置されると除雪作業の妨げになり、除雪されないところがあるので、車の通行や通学する子ども・お年寄りの歩行の障害や除雪車等の破損を引き起こします。

9 悪天候による救出活動はしておりません。

車を運転する際は、埋まった場合に備えスノーヘルパーやスコップなどをご用意してください。もしも車が埋まった場合は、JAFやサルベージ会社などの専門の会社にご連絡ください。

11 / 30



認定こども園ちゅうりっぷ組の子どもたちがデイサービスセンターを訪れ、利用者らにかわいらしい踊りを披露しました。利用者からは「とても上手だよ」と声援が送られ、踊りが終わると大きな拍手が送られていました。

広報に掲載した写真をご希望の方、広報に関するご意見ご要望は、総務課総務グループ（広報担当）までご連絡願います。（※写真は電子メール送信による提供も可能です）

・電話 33-2111（内線31番）
・メール kouhou@chippubetsu.jp



認定こども園でおもちつきが行われ、父母の会役員や町内在住の高齢者らも一緒になってもちつきを楽しみました。子どもたちは大人の方に補助してもらいながら、周りの掛け声に合わせて力強くおもちをついていました。



町交通安全推進委員会・交通安全協会・交通安全指導委員会の各会長3名が町内の事業所を訪問し、冬の交通安全運動のポスターと交通安全啓発文を責任者に手渡して、年末年始の交通安全を呼びかけました。



アットホームサルビアでクリスマス会が行われ、マジックショーやビンゴ大会で盛り上がりました。途中、ライオンズクラブの方がサンタの格好で登場し、「長生きして下さいね」と声をかけながらプレゼントを手渡していました。



グループホームベにばらでもちつき大会が行われ、好きです食の会（代表：佐々木律子さん）のメンバーや有志の方も手伝いに来ていただき、利用者らは出来たおもちを一口サイズにまるめ、雑煮に入れて美味しくいただきました。